

「障がい者活躍推進計画」の取組状況について

1 経緯

- 令和 2 年 4 月 1 日、各部局において「障がい者活躍推進計画」を策定し、令和 7 年 4 月 1 日に改定
- 現計画の計画期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の 5 年間
- 策定した計画はホームページ等での公表が必要（令和 7 年 4 月改定の計画は、全部局を一括で公表済）
- 毎年度、計画の実施状況を点検し、ホームページ等での公表が必要
⇒この度、実施状況を点検し、全部局で統一して公表

2 障がい者雇用率の推移（6 月 1 日現在）

【市長部局及び教育委員会部局】

年度	障がい者雇用者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用率の基準に対して「不足」する人数
令和 2 年度	28.5 名	2.43%	2.5%	0.5 名
令和 3 年度	31 名	2.62%	2.6%	－
令和 4 年度	31 名	2.62%	2.6%	－
令和 5 年度	33.5 名	2.86%	2.6%	－
令和 6 年度	37.5 名	3.17%	2.8%	－
令和 7 年度	37.5 名	2.81%	2.8%	－

【水道局】

年度	障がい者雇用者数	障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用率の基準に対して「不足」する人数
令和 7 年度	1.0 名	2.38%	2.8%	－

- ※ 雇用者数は、定められた算定基準に基づいた人数（例：重度障がい者は 2 名、週の勤務時間が 2 0 時間以上 3 0 時間未満の職員は 0. 5 名として計算するなど）。
- ※ 【市長部局及び教育委員会部局】において、令和 7 年度に障がい者雇用率が減少した要因は、障がい者雇用算定上の軽減措置である除外率が一律 10%引き下げとなり、当市においては、除外率による軽減措置が適用されなくなったもの。（障がい者雇用者数は前年と同数）
- ＊ 【水道局】は令和 6 年度途中から障がい者雇用を開始。
- ＊ 【水道局】の雇用率が法定雇用率より低い数字であるが、法定雇用障がい者数は、算定対象職員数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）で算定するため、法定雇用率の基準に対して雇用が「不足」とはならない。

＜障がい者活躍推進計画における雇用率の目標＞
当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上を達成する

⇒ 目標達成（令和 7 年 6 月 1 日時点の障がい者雇用率 2.81% > 法定雇用率 2.8%）

【取組内容】

- ①職員採用試験において「障がい者区分」を設けて試験を実施（上限年齢 55 歳）
- ②会計年度任用職員登録において、障がい者手帳保持者の募集
- ⇒障がい者手帳を保持する職員 2 名の退職等に伴い、会計年度任用職員 2 名を採用

3. 障がい者手帳を保持する職員へのアンケート結果（年に 1 回実施）

質問項目		R3 年度 (R4 年 1 月)	R4 年度 (R5 年 1 月)	R5 年度 (R6 年 1 月)	R6 年度 (R7 年 1 月)
		23 名中 19 名回答	25 名中 21 名回答	25 名中 21 名回答	30 名中 24 名回答
Q 1	新発田市の職員として働いていることの全体評価	4. 7	4. 5	4. 6	4. 5
Q 2	現在の業務内容	4. 3	4. 5	4. 3	4. 5
Q 3	現在の業務量	4. 3	4. 1	4. 2	4. 3
Q 4	物理的な作業環境（休憩スペース、導線の確保など）	4. 4	4. 1	4. 1	4. 4
Q 5	相談体制等の職場環境（遠慮なく相談できる環境など）	4. 5	4. 1	4. 5	4. 3
Q 6	勤務する上での障がいの配慮（障がい特性に見合った業務分担・業務指示、勤務時間、通勤・通院への配慮等）	4. 4	4. 5	4. 3	4. 4
全体の平均点数		4. 43	4. 29	4. 33	4. 42

＜回答内容と点数＞

満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

＜障がい者活躍推進計画における満足度の目標＞

前計画期間の平均値である 4. 3 点を上回ることを目標とする。

⇒ 目標達成（令和 6 年度の全体平均点数 4. 42 > 前計画期間の平均値 4. 3）

4. その他の取組内容

- (1) 総務課内に庁内相談窓口を設け、健康管理担当者とメンタルヘルス専門員が相談対応にあたっている。
- (2) 希望する職員を対象とした「障がい者理解促進研修」を実施したほか、新採用職員後期研修において、障がいへの理解を推進する内容について講義を行った。
- (3) 総務課職員 1 名、教育総務課職員 2 名が障害者職業生活相談員資格認定講習に参加した。